

新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名称
新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務
- (2) 業務の目的及び内容
新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期限
契約締結日から令和5年1月25日(水)まで

2 契約限度額

金 9,977,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 選定方法及び契約方法

公募型プロポーザル方式 / 随意契約

4 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を選定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力及び企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するとともに、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 新発田市物品の調達等入札参加資格審査規程実施要綱(平成19年新発田市告示第27号)で定める入札参加資格を有する者で、営業種目「各種調査企画/計画策定」に登録している者であること。
- (2) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成19年告示第90号)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、地方税について滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新発田市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県内に本社・支社・営業所が所在し、新発田市と円滑な連絡調整ができるとともに、本市の指示に柔軟に対応できる体制を有すること。

(8) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑・確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(9) 平成 29 年度から令和 3 年度までの過去 5 年間に国又は地方自治体が発注した本委託業務と同種又は類似の業務を受託した実績があり、確実に履行できる者であること。

※契約締結後であっても、上記(1)~(9)の条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合がある。

6 全体スケジュール

本プロポーザルは、次の日程で行う。

内容	期間等
公告	令和 4 年 4 月 14 日 (木)
質問受付期間	令和 4 年 4 月 14 日 (木) から 令和 4 年 4 月 22 日 (金) 正午まで
参加申込書の提出	令和 4 年 4 月 14 日 (木) から 令和 4 年 5 月 10 日 (火) 午後 3 時まで (必着)
第 1 次審査 (書類審査)	令和 4 年 5 月 11 日 (水)
第 1 次審査の結果通知	令和 4 年 5 月 12 日 (木)
企画提案書等の提出	第 1 次審査の結果通知後から 令和 4 年 5 月 19 日 (木) 午後 3 時まで (必着)
第 2 次審査 (プレゼンテーション)	令和 4 年 5 月 25 日 (水) 午後
第 2 次審査の結果通知	令和 4 年 5 月 26 日 (木)
契約締結	環境省補助金採択後

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書 (様式第 1 号) に記入し、次のとおり提出するものとする。

(1) 受付期間

令和 4 年 4 月 14 日 (木) から令和 4 年 4 月 22 日 (金) 正午まで

(2) 提出先・方法

メールまたは FAX (電話での質問は受け付けません。)

メールアドレス : kankyou@city.shibata.lg.jp FAX : 0254-26-2296

※メールまたは FAX 送信後、環境衛生課に着信確認の電話をすること。

(3) 質問に対する回答予定日

令和 4 年 4 月 26 日 (火) に新発田市ホームページに掲載する。

8 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の提出書類を、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期間

令和 4 年 4 月 14 日 (木) から令和 4 年 5 月 10 日 (火) 午後 3 時まで (必着)

※提出書類の受付時間は、上記期間中の土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 3 時までとする。

(2) 提出先

新発田市環境衛生課生活環境係

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市役所1階

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参すること。

(4) 提出書類

以下のとおり

提出書類	様式等	部数	注意事項
1 参加申込書	様式第2号	1部	代表者印を押印したもの
2 会社概要	様式第3号	4部	会社概要等のパンフレット添付
3 納税証明書	—	4部	直近1年の法人税、消費税（地方消費税を含む）、法人事業税及び法人市民税の納税証明書 ※提出日の3か月以内に発行されたもの（写し可）
4 業務実績書	様式第4号	4部	平成29年度から令和3年度までの過去5年間に国又は地方自治体が発注した本委託業務と同種又は類似の業務の受託実績を5件以内で記載すること。
5 業務体制表	様式第5号	4部	
6 基本的取組方針	様式第6号	4部	本件の業務実施に際しての基本的な考え方やコンセプト、業務手法について記載すること。 また、再生可能エネルギー導入目標策定の手法について記載すること。
7 見積書	様式第7号及び任意様式	4部	A4判（所定様式） ※見積書には、任意の様式による内訳書を添付すること。 ※内訳書には、業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記載すること。 ※作成にあつては「12 見積書の作成方法」を参照すること。

※提出書類の2～7については、正本1部、副本3部を提出すること。

※提出書類の2、4～6について記入欄が不足する場合には、適宜追加し作成すること。

9 企画提案書等の提出

第1次審査の結果により、第2次審査への参加が認められた者は、企画提案書（様式8号）を含む書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期間

第1次審査の結果通知後から令和4年5月19日（木）午後3時まで（必着）

※提出書類の受付時間は、上記期間中の土・日・祝日を除く午前9時から午後3時までとする。

(2) 提出先

新発田市環境衛生課生活環境係

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市役所1階

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参すること。

(4) 提出書類

以下のとおり

提出書類	様式等	部数	注意事項
1 企画提案書等	様式第8号及び任意様式	8部	様式により表紙を作成し、提案内容については、任意様式により「10 企画提案書等の作成方法」を参照のうえ作成すること。 また、提案内容の他、業務行程表（任意様式）を提出すること。

※提出書類の「企画提案書」については、正本1部、副本7部を提出すること。

10 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書等の作成方法

ア 環境省の「令和4年度地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を記載すること。

イ 企画提案書等は、新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援事業に対する事業者としての考え方や取組方法を簡潔にまとめ、A4版両面（文字サイズは、11ポイント以上）6枚12ページ以内で作成し、余白にページ番号を一連で付すこと。なお、文章を補完するために使用するイラスト、イメージ図、または図面等は使用可とする。

(2) 企画提案書等に記載すべき事項

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について具体的に提案すること。

ア 導入目標計画策定にあたっての基本的な考え方

本市の現状や課題を踏まえた中期（2030年）及び長期（2050年）の再生可能エネルギーの導入目標策定の提案の考え方及び提案の特徴を記載すること。

イ 情報の収集・現状分析の調査方法及び将来の温室効果ガス排出量・吸収量の推計方法
どのような手法を用いて調査・推計を行うのかを記載すること。

ウ 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
作成の考え方と手法について記載すること。

エ 再生可能エネルギー導入目標の設定

実現性の高い導入目標とするための考え方と手法について記載すること。

オ 策定スケジュールの進行管理、作成資料等の品質管理等

円滑な業務遂行に向けて、業務工程表に基づいた進行管理やマネジメントの取組、各種作成資料や成果品の品質管理等の取組を記載すること。

カ 創造的提案

本業務をより有効にするための創造的な提案事項、または仕様の追加や変更事項があれば記載すること。なお、追加提案は、本業務の委託費用の範囲で実施できるものであること。

11 提出書類の取扱い

(1) 書類の提出後においては、提出された書類（企画提案書等）の修正及び変更、差し替えは、原則

として認めない。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りではない。

- (2) 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- (3) 市は、提出書類に記載された個人情報については、本プロポーザルの選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しないものとする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は談合その他不正行為があった場合は、失格とする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新発田市情報公開条例（平成14年条例第34号）に基づき、その内容の全部又は一部の提出書類を公開する場合がある。

12 見積書の作成方法

- (1) 見積書の提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。また、限度額は、上記の「2 契約限度額」に示すとおりとする。
- (2) 見積書には、見積金額に当該金額の消費税及び地方消費税に係る税率に相当する額を加算した額を記載すること。
- (3) 見積金額の内訳書を添付すること。内訳書には、業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格を記載すること。

13 審査方法について

本プロポーザルによる受託候補者の選定は、第1次審査、第2次審査の2段階で審査を行うものとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加申込者から提出された書類をもとに、令和4年5月11日（水）に下記「14 審査項目及び配点」及び「15 採点基準」に基づき担当課が審査を行い、選定委員長が上位3者以内を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等をもとに、「14 審査項目及び配点」及び「15 採点基準」に基づき、選定委員会でプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に選定する。また、第2位の者を受託候補次点者として選定する。

ア 日時

令和4年5月25日（水）午後

※時間等の詳細は、別途通知するものとし、プレゼンテーションは参加申込書の提出順とする。

イ 場所

新発田市役所5階 会議室501

ウ 説明人

5名以内とし、管理責任者及び担当予定者（1名以上）は必ず出席すること。

エ 所要時間

1事業者につき、30分以内（説明時間20分、質疑10分）とする。

オ 説明者

企画提案書等に基づき説明を行うこと。必要に応じてプロジェクター等の機器を利用し、選定委員が理解できるように工夫すること。なお、説明び質疑応答は、本業務の担当予定者が主に行うこと。

カ 機器類の準備等

プロジェクター及びスクリーンは、市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

※プロジェクターは RGB (D-Sub)、HDMI 入力対応

(3) 評価・採点の留意事項

ア 第1次審査及び第2次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を行う。

イ 提出書類が期限までに提出されなかった場合、または、提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。

ウ 第1次審査においては、審査基準に基づき上位第3位までの通過者を選定する。

エ 第2次審査においては、審査基準に基づき、選定委員会の各委員の評価点の合計を集計した総合得点をもとに得点の高い順に選定する。第2次審査において、最高得点を取得した者を受託候補者、次点を取得した者を受託候補次点者とし選定する。

オ 選定委員会における審査の内容は公表せず、異議申立てには応じない。また、不正行為又は虚偽の記載があった場合は失格とし、選考対象から除外する。

14 審査項目及び配点

第1次審査及び第2次審査について、下表「審査基準表」により審査を行う。

【審査基準表】

審査項目	審査基準	配点	第1次審査	第2次審査
1 会社概要	会社のコンプライアンス（法令順守）規模、経営状況、売上高等に問題はないか。業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。	10点	○	
2 業務実績	国又は地方公共団体における本業務と同種又は類似する業務の十分な実績を有し、業務を適切に遂行できる能力があるか。	10点	○	
3 業務体制	本業務を遂行するための組織体制・人員配置は適正か。 また、配置予定者の実務経験が、本業務を行うに当たり十分な経験を有しているか。	10点	○	○
4 導入目標策定支援に対する基本姿勢	本業務の目的・業務内容を十分理解した上で全体の取組方針が提案されているか。 また、実現性の高いものになっているか。	20点	○	○
5 現状分析に係る情報収集及び検討の手法	情報収集や分析の手法は具体的かつ効果的な提案となっているか。	20点		○

審査項目	審査基準	配点	第1次審査	第2次審査
6 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成	将来ビジョン、脱炭素シナリオ作成の考え方、手法は適切か。 また、脱炭素シナリオは複数作成しているか。	20点		○
7 再生可能エネルギー導入目標の作成手法等	実現可能性の高い再生可能エネルギー導入目標とするための考え方、手法が示されているか。	20点	○	○
8 進行管理・マネジメント・品質管理等	作業期間が確保され、進行管理、マネジメントを任せることができるか。リスクマネジメントができていないか。 また、作成資料の品質管理のための取組は妥当か。	10点		○
9 創造的提案	本業務をより有効にするための創造的な提案がなされているか。	20点		○
10 見積額	配点(10点)×(全参加者中最低見積価格÷当該参加者の見積価格) ※小数点以下第2位を四捨五入	10点	○	
	合計点		80点	120点

15 採点基準

第1次審査及び第2次審査について、下表「採点基準表」に示す評価内容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。

【採点基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0
4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2
0	満たしていない	配点×0.0

16 審査結果の通知及び公表

(1) 第1次審査の結果

第1次審査の結果については、第1次審査参加者全員に令和4年5月12日(木)に文書及び電子メールにより通知する。なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

(2) 第2次審査の結果

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員に令和4年5月26日(木)に文書及び電子メールにより通知するとともに、受託候補者については、新発田市ホームページで公表する。なお、第1次審査同様、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

17 契約

- (1) 実際の契約にあたっては、当市と受託候補者として、企画提案の内容に基づき、契約内容に係る協議を行います。協議後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者となった者が正当な理由なくして協議・契約を辞退する場合は、新発田市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成19年新発田市告示第90号)の規定に基づいて指名停止を行う場合がある。また、当市に損害が発生した場合にはその賠償を求めるとともに、契約手続き及び契約書は、新発田市契約規則(平成18年規則第35号)及び新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項の定めるところによるものとする。
- (3) 実際の契約に係る仕様書の内容は、本プロポーザルに係る仕様書をもとに提案された内容を加えたものとし、協議により市が承諾した場合は、内容を一部変更することができるものとする。
- (4) 契約に当たっては、改めて見積書など必要な書類を市に提出すること。

18 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記の「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書(様式第7号)に記載の見積額が、上記「2 契約限度額」を超えている場合
- (5) 第2次審査の提案プレゼンテーションに参加しなかった場合

19 補助事業採択前準備行為

本プロポーザル方式は、令和4年度環境省補助事業「地域脱炭素に向けた省エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う準備行為であり、本業務委託における事業採択がされた場合に、受託候補者と契約を行うものとする。(ただし、契約時点においても受託候補者がプロポーザル参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル参加要件を一項目でも満たしていなかった場合は失格とする。この場合においては、受託候補次点者以下のプロポーザル参加要件をすべて満たす者と契約を行うものとする。)

なお、本業務委託における事業採択がされなかった場合には契約を行わないものとする。この場合、本プロポーザルに要したすべての費用について、新発田市に請求することができず、本プロポーザル方式参加者が負担するものとする。

20 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、新発田市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加申込書(様式第2号)提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第9号)を提出すること。

21 添付資料

新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託仕様書

22 所定様式

- (様式第 1 号) 質問書
- (様式第 2 号) 参加申込書
- (様式第 3 号) 会社概要
- (様式第 4 号) 業務実績書
- (様式第 5 号) 業務体制表
- (様式第 6 号) 基本的取組方針
- (様式第 7 号) 見積書
- (様式第 8 号) 企画提案書
- (様式第 9 号) 辞退届

23 担当課・問い合わせ先

新発田市環境衛生課生活環境係

〒957-8686 新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号 新発田市役所 1 階

電話：0254-28-9120 FAX：0254-26-2296

メールアドレス：kankyou@city.shibata.lg.jp